令和９年度　予算制度・政策に関する要望書

令和８年１１月１２日

宇都宮市議会　市民連合

会 長　　福 田　智 恵

Ⅰ. 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて

（子育て・教育・学習　分野）

１．子育ち・子育て支援の充実

１）子育て家庭の負担軽減と子育ち環境の整備・充実

令和８年度から本格実施している「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の孤立防止や育児負担の軽減、子どもの健やかな成長を支える重要な施策であるが、利用状況を見ると定員に対し余裕のある施設も散見されることから、利用者や関係団体の声をもとに受け入れ態勢や使いにくさの改善を図るとともに、乳幼児健診、こんにちは赤ちゃん事業などの機会を有効活用し、継続的な制度の周知に努め利用促進につなげること。

また、令和４年度から開始した送迎保育ステーション事業は、保護者の送迎負担を軽減できると概ね好評であるため、東部地域において送迎負担を理由に特定の保育園等を希望している保護者のニーズと、定員に余裕がある保育園とをマッチングできるような新たな送迎保育事業の導入について速やかに検討を行うこと。

さらに、全天候型子どもの活動の場の整備については、令和９年度から新たに田原地区において本市２箇所目の施設がオープンするが、今後の施設整備にあたっては、子育て家庭等の声を踏まえた施設の適正配置や、子どもたちだけで気軽に行けることなども検討事項に加え、全ての子どもが安心して利用できるインクルーシブ施設となるよう、引き続き整備を進めること。

２）子育て家庭に対する経済的支援の拡充

生活必需品や教育関連費用の高騰が子育て家庭の家計を圧迫していることから、令和８年度に拡充した小中学校等の給食費負担軽減事業を継続するとともに、国や県の交付金等を活用し、低所得世帯や多子世帯等への本市独自の経済的支援策を機動的に講じること。併せて、学校給食のない長期休業期間には、フードバンクや宮っこの居場所等と連携し、就学援助世帯等への食料品の直接支給など、子どもの食の保障を充実させること。

また、学用品や制服等に対する就学援助費や入学準備金の支給額については、物価高騰を踏まえた実際の購入費用に見合う水準へ引き上げること。特に、入学準備金の支給は２月下旬となっているが、ランドセルは前年夏頃までに購入する家庭が多く、中学校の制服も１２月頃から購入・注文が始まるなど、実際の支出時期との乖離が生じている。支給の遅れは保護者の立替負担に加え、色や種類の選択ができないとの声もあることから、申請・認定手続きの前倒し等により、購入時期を見据えた早期支給を検討するとともに、就学援助費についても、年額の一括支給を選択できるようにするなど、柔軟な支給方法への見直しを検討すること。

２．支援を必要とする子どもへの対応強化

１）子どもの安全と権利を守り最善の利益を優先する児童相談所の設置【重点項目】

本市が独自に設置する児童相談所については、令和８年３月に策定した基本計画に基づき、相談から支援までの対応が迅速かつ切れ目なく行使できる体制を整備するとともに、県との役割分担を明確にし、学校・警察・医療・地域等とも確実に連携できる組織体系の構築により子どもアドボカシー制度を充実させること。

また、開設に必要となる専門職種（児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士等）や児童指導員、保育士等の特定人材については、可能な限り早期に確保し、担当分野ごとの研修や県との引き継ぎ等を着実に実施するとともに、こども家庭センター及び青少年自立支援センターの複合機能についても早急に体制づくりに取り組み、令和 12 年度の供用開始に備えること。

併せて、里親制度の普及・啓発については、児相開設前から栃木フォレストセンターと連携した取組を強化し、地域社会が一体となって子どもを守り育てることができる社会的養護環境の充実に努めること。

２）「宮っこの居場所」を支える人材確保と運営基盤の強化

「宮っこの居場所」は、家庭や学校以外の第３の居場所として、子どもの健全育成や地域での見守りに重要な役割を担っているが、人材不足や担い手の高齢化等により持続可能な運営が課題となっている。

このため、社会福祉協議会や大学、企業、地域団体等と連携し、ボランティアの募集からマッチング、育成、定着までを伴走支援する仕組みを構築するとともに、「居場所づくりコーディネーター」の機能を強化し、子どもの権利や発達特性への理解、適切な接し方、個人情報保護、安全管理などの実践的研修を充実させ、担い手の育成に取り組むこと。

さらに、人材不足が課題となる中、年間の事業報告や収支報告、領収書等の写しの提出が運営者の大きな負担となっていることから、補助金の適正利用を徹底しつつ、収支報告や領収書等の提出を原則として市の補助対象経費・補助金額の範囲に限定するなど、提出書類の簡素化や電子化を進め、事務負担の軽減を図ること。

また、居場所ごとに食事提供の有無や利用人数、開催規模等の違いにより、食材費や衛生管理費などの運営経費も大きく異なることから、開設日数をベースとした現行の補助制度を見直し、開催形態や規模等に応じた加算制度の創設など、活動実態に即した財政支援を充実させることで、持続可能な運営を支えること。

３）医療的ケア児や重症心身障がい児等の成人期移行支援の充実

医療的ケアを必要とする障がい児の支援については、短期入所や障がい児通所支援において、受け入れ可能な事業所や利用枠が限られ、医療的ケアの内容や障がいの状態によっては、利用先の確保が難しい状況にあることから、事

業所ごとの受入状況や課題を把握するとともに、医療的ケアに対応できる人材の確保・育成、医療機関等との連携強化、事業所への支援充実を図り、医療的ケア児が必要なサービスを安心して利用できる受入体制を整備すること。

また、在宅レスパイト事業と短期入所は、利用目的や支援内容が異なることから、本人や家族の状況・希望に応じて適切に使い分け、両方の制度を利用できるよう、それぞれの制度の周知や相談・利用調整の充実を図ること。

さらに、医療的ケア児・重症心身障がい児の成人期への円滑な移行のため、医療的ケア児等コーディネーターや相談支援専門員による相談及び関係機関との調整機能を充実させるとともに、医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、生活介護、短期入所、住まい等の確保を含めた切れ目のない支援体制を整備すること。

３．学校教育の充実

１）不登校の児童生徒とその家庭への総合的な支援の充実【重点項目】

全国の不登校児童生徒数は１２年連続で過去最多を更新しており、不登校支援は社会全体で向き合うべき重要な課題となっている。不登校の要因は、学業不振や成績低下、いじめや対人関係のトラブル、無気力など、子どもによって異なり複合的な要因によって生じることから、子どもたちにとって安心できる居場所と一人ひとりに合った適切な支援が必要である。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させるとともに、子どもが安心して悩みや不安を相談できる環境を整え、一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な学びの機会を確保すること。

また、民間フリースクールは、公設の施設に比べて利用料金が高く、交通費や昼食代なども家庭の負担となることから、利用世帯への経済的支援制度を構築するとともに、家庭の経済状況に左右されることなく、子どもが自分に合った学びの場を選択できる環境を整備すること。

さらに、子どもの不登校をきっかけに、保護者（特に母親）が退職を余儀なくされる「不登校離職」も課題となっていることから、企業の経営者や人事担当者に対して理解促進を図るとともに、企業・行政・学校・民間団体・親の会等の連携を強化することで、不登校の子どもとその家族を社会全体で支える環境づくりに取り組むこと。

２）部活動の地域展開の推進

部活動の地域展開を着実に推進するため、地域クラブ活動指導者については、県の指導者バンクに加え、退職教員だけでなく、専門的な知識や技能を有する社会人、地域団体関係者など、幅広い人材を発掘・活用する市独自の仕組みを構築すること。

特に、文化部については専門的な知識や技能を持つ指導者の確保が課題となることから、学校や地域クラブ間で指導者を共有・派遣できる仕組みを構築するなど、専門的な指導を受けられる環境の整備を検討すること。

また、運動部、文化部とも希望する生徒が少なく、単独の学校や地域クラブ

では活動の継続が難しい分野もあることから、学校間の広域連携の仕組みを構築し、複数の学校の生徒が合同で活動できる環境を整えること。

さらに、地域クラブへの参加に伴う移動や交通費等の負担軽減策については、現在、生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯を対象としている支援制度を全世帯に拡充し、経済的な理由によって生徒の活動機会や選択肢が制限されることのない環境を整備すること。

3）子どもの家（放課後児童健全育成事業）の充実

利用児童の増加により活動スペースの確保が課題となっており、長期休業中に体育館等を利用できなかった事例があるほか、体調不良となった児童が一時的に安静に過ごせるスペースも不足している状況が見られる。このため、子どもの家が学校施設を優先的に利用できるよう学校との調整を進めるとともに、静養スペースを確保するなど、子どもたちが安全で快適に過ごせる活動環境を整備すること。

また、悪天候やクマ出没等により学校が臨時休業となった場合でも、子どもの家は開設されているが、児童の安全確保を最優先としつつ、保護者の就労状況や児童の居場所の確保にも配慮し、開設・休業の判断基準を明確にするとともに、状況に応じた柔軟な運営に努めること。

さらに、障がいのある児童、集団生活に困難を感じる児童など、多様な特性を持つ子どもたちへの支援を充実するため、国の「放課後児童支援員等資質向上研修事業」等を活用し、障がい児支援、発達障がいへの対応、保護者支援等に関する実践的な研修機会の充実を図るとともに、研修の実施時間にも配慮しながら支援員の専門性向上に取り組むこと。

4）宇都宮版包括的性教育の推進

スマートフォンやＳＮＳの普及に伴い、子どもが性に関する情報に触れる機会の増加、低年齢化が進んでおり、不適切な情報への接触や性被害・性暴力、インターネット上のトラブルに巻き込まれるリスクが高まっている。

そのため、子ども自身が正しい知識を身に付け、自らを守る力を育むため、宮崎市の取組などを参考に、性と生殖に関する健康と権利、人権、ジェンダー、同意、性暴力の防止など幅広いテーマを盛り込み、現行の「性に関する教育の手引き」の内容を充実させることで、幼児期～青年期まで発達段階に応じて体系的に学ぶことができる「宇都宮版包括的性教育の手引き」を整備すること。

また、性教育は単に性に関する知識を習得するものではなく、自他の生命や尊厳を尊重する人権教育の一環であるとの認識に立ち、性教育サポート事業の充実を図るとともに、教職員を対象とした研修や保護者向け講座、地域への啓発活動を推進することにより、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもの安全と健やかな成長を支える環境づくりに取り組むこと。

5）学びを支える学校環境の充実

公務系端末と学習系端末の一元化に向けたシステム基盤の整備や、教職員

人事管理システムのクラウド化など、学校ＤＸの推進にあたっては、学校現場の運用実態を踏まえ、円滑な導入と効果的な活用を図ること。

また、ＩＣＴ支援員の役割が一層重要となることから、学校ごとの活用状況や支援ニーズを的確に把握し、不足が生じないよう必要に応じて加配するなど支援体制を強化すること。

さらに、水泳授業における民間施設の活用については、児童生徒の安全確保や教育効果、移動時間や手段の確保、教職員の負担、施設の受入体制などの課題を十分に検証するとともに、実施校における反省点などを踏まえた改善を図りながら対象校を順次拡大し、教職員の負担軽減と水泳授業の質の確保を両立させること。

６）将来の社会活動に向けた教育の充実

不当な労働条件を押し付けられるブラックバイトなど、学生や若者を取り巻く労働問題が深刻化する中、アルバイトを始める機会が増える高校入学前の段階から、労働者としての権利や義務、適切な労働条件など、働く上で必要となる労働関係法令の知識を身に付けることは大変重要である。

現在、栃木県社会保険労務士会では、高校や専門学校、大学などで労働関係法令に関する出前授業を実施しているが、こうした専門家の知見を有効活用し、市内の中学３年生を対象に出前授業を実施することで、将来を担う若者が自ら安心して働くために必要な知識を身に付けられる機会を提供すること。

II. 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて

（健康・福祉・医療　分野）

１．健康づくりと地域医療の充実・強化

１）夜間休日救急診療所及び救急医療体制の充実強化

宇都宮市夜間休日救急診療所については、周辺自治体からの受診者が一定数を占めている実態を踏まえ、持続可能な体制の確保に向け、周辺自治体との費用負担や運営上の連携について協議を進めること。

また、患者の円滑な受け入れや診療時間の短縮、及び医療従事者の負担軽減を図るため、通信環境を強化し、医療ＤＸやＩＣＴを活用した診療情報の共有により受付・問診業務の効率化を進め、受診者が集中する長期連休や年末年始においても安定的な診療体制を維持できるよう取り組むこと。なお、日本語での意思疎通が難しい外国人市民に対しては、多言語対応ツール等の活用により受診環境の整備に努めること。

さらに、施設の老朽化や受診者数の推移、市外からの受診状況、市民ニーズの変化等を踏まえ、県の地域医療構想との整合性を図りながら、県立病院との機能連携や併設も視野に入れ、宇都宮圏域における初期救急医療体制の再構築を進めること。

併せて、当番医の確保がより困難な小児科に関しては、県外医師への依存も大きい状況にあることから、県・市医師会、総合病院、大学等と連携し、医師の働き方や派遣体制の変化にも対応できる担い手の確保策を中長期的に検討すること。

２）地域医療計画の策定と将来を見据えた医療提供体制の構築

宇都宮市が進める地域医療計画の策定にあたっては、人口構造や疾病構造、医療需要の変化、医療従事者の確保状況、地域ごとの医療資源の配置及び交通アクセス等を総合的に把握するとともに、ネットワーク型コンパクトシティの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた医療機能の確保と医療機関相互の連携強化を進め、将来にわたり市民が身近な地域で必要な医療を受けられる持続可能な医療提供体制を計画に位置付けること。

また、高齢化に伴う在宅医療需要の増加を見据え、訪問診療・訪問看護・在宅での看取りを支える体制の充実を図るとともに、地域包括ケアシステム及び重層的支援体制整備事業との連携を強化し、医療・介護・福祉の関係機関が連携して必要な支援を切れ目なく提供できる体制を整備すること。

３）特定健康診査・がん検診の受診率の向上に向けた取組の強化

①　未受診者への効果的な勧奨の強化

生活習慣病の予防には、定期的な健康診断による病気の早期発見・早期治療が重要である。しかし、近年、集団健診・個別健診ともに受診者数が伸び

悩んでいるほか、糖尿病予防講座の受講者数や動画の視聴回数も十分に増えていないことから、現在の周知方法だけでは市民の受診や予防に向けた行動につながっていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、若年層や働く世代を含む健診未受診者に対し、市公式ＳＮＳや健康ポイントアプリ、職域団体のメーリングリスト等を活用した情報発信を充実させるとともに、ハガキやＳＭＳ、メール等により、一人ひとりに呼びかけを行うプッシュ型の受診勧奨を効果的に実施すること。

また、八王子市の割引チケット制度などの先進事例も参考にしながら、受診率向上に資する効果的な手法の導入を検討すること。

② 受診しやすい環境整備と実施体制の充実

商業施設での健診は、利便性の高さから受診率向上に一定の効果が期待できることから、令和８年度の取組を踏まえ、複数の商業施設での定期開催や仕事帰りでも受診できる夜間健診の試行的実施など、働く世代の受診機会の拡大を図ること。

また、ライトキューブ宇都宮など、交通アクセスに優れ多くの受診者を受け入れることが可能な大規模会場での健診の実施についても検討すること。

なお、集団健診については受診希望者が多く、希望する日に予約が取れず受診を諦めてしまうケースもあることから、予約枠を拡大するなど、希望者が受診しやすい実施体制の充実を図ること。

２．地域共生社会の実現に向けて

１）地域包括ケアシステムの深化及び重層的支援体制の充実強化【重点項目】

① 第１層・第２層協議体の機能強化と地域支え合い活動の推進

第２層協議体については、買い物・移動支援・衣替え・ゴミ捨て・除草等の日常生活を支援する取組の普及拡大に加え、孤独・孤立の防止や多世代交流など地域の実情に応じた支え合い活動を促進すること。

また、現役世代や子育て世代、地域団体、事業者など幅広い担い手の参画を促し、住民主体の支え合い活動が継続的に展開できる環境を整えるとともに、共生型協議体との一体的な機能拡大を推進すること。

さらに、各協議体で把握された地域課題や制度課題については、第１層協議体及び庁内関係部局との情報共有を徹底し、施策の改善や制度の見直しにつなげること。併せて、第１層協議体については、地域包括ケアシステムにおける政策の検討や必要な地域資源の開発といった機能を十分に発揮できるよう、位置付けや運営体制を見直すこと。

② 地域包括支援センターの機能強化と支援体制の充実

地域包括支援センターにおける相談内容の種別や事例、対応に要した時間、支援回数等、相談支援業務の実態を的確に把握・分析することで、人員配置や専門職の確保、委託料など実態に即した運営体制に見直すこと。

また、自ら相談することが困難な方や潜在的な支援ニーズを抱えている方

に対し、積極的な訪問や声掛けによるアウトリーチを充実させるとともに、関係機関や地域住民との連携を強化し、必要な支援・見守りにつなげる包括的な支援体制を構築すること。

③ 「共生の居場所」を核とした地域の支え合い体制の充実

支援を必要とする方やその家族に本市の支援制度及び「共生の居場所」の情報が確実に届くよう、新設された広報活動費を有効に活用し、周知啓発の充実を図るとともに、「共生の居場所」と民生委員・児童委員、地域包括支援センター（エールU）、青少年自立支援センター、社会福祉協議会等の連携を強化すること。また、地域イベントや交流事業、出張型の居場所活動等を通して、支援につながっていない人との接点を拡充すること。

さらに、「共生の居場所」の運営者に対し、傾聴や継続的な相談支援、関係機関へのつなぎ方などを学ぶ研修や事例検討会を定期的に実施するとともに、専門機関や福祉施設、地域サロン等との連携・交流を促進し、地域で支え合う活動を継続できる基盤づくりを進めること。

2）認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

認知症の早期発見・早期診断と適切な支援につなげるため、明石市が実施している「認知症あんしんプロジェクト」を参考に、認知症チェックシートの活用や受診勧奨、診断費用の助成などを検討すること。

また、早期診断をきっかけに、地域包括支援センターやケアマネジャー等が本人の生活状況や家族構成、財産管理上の課題、将来の意向等を把握し、必要な医療・福祉サービスや権利擁護支援につなげる体制を充実させること。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症高齢者地域生活安心サポート事業における捜索支援アプリ「オレンジセーフティネット」の登録促進に取り組むこと。

併せて、千葉県旭市の見守りシール等を参考に、ＱＲコードを読み取ることで家族等への通知や発見場所の連絡が瞬時にできる仕組みを検討し、徘徊などによる行方不明時の早期保護につながる地域の見守り体制を強化すること。

3）高齢者の生きがいづくりとおひとり様支援

高齢者が培ってきた知識や経験を、地域活動やボランティア活動、子どもの見守り・学習支援などの社会貢献活動に活かせる機会を創出し、生きがいづくりと介護予防を推進すること。

また、単身高齢者や身寄りのない高齢者の増加を見据え、医療・介護・福祉・住まい、成年後見、終活、死後事務等に関する情報をまとめた「おひとり様安心ガイドブック」を本人及び支援者向けに作成するとともに、身元保証や死後事務委任、遺言、任意後見制度等に関する情報提供や相談支援の充実を図り、人生の最終段階まで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援体制を整備すること。

３．障がいのある方の生活支援

１）障がいのある方の「親なき後」への支援

各地区市民センターに「親なき後相談窓口」の出張窓口を設置し、身近な場所で相談できる体制を整えることで、障がいのある子どもが将来も安心して暮らせる地域づくりを推進すること。

また、ライフステージや状況の変化に応じた切れ目のない支援を実現するため、「支援引継ぎカルテ」の開発を着実に進め、支援情報の一元化と効果的な活用を図ること。

さらに、障がい者の高齢化・重度化に対応するため、特に課題となっている強度行動障害を抱える方を受け入れるグループホームの整備など、障がい特性や程度に応じた専門的な支援を提供できる事業所の確保・充実を図ること。

２）就労支援の充実と運営の適正化

民間企業における障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられる中、企業からは採用したくても応募者が集まらないとの課題が挙げられているため、ハローワークや市内の就労支援事業所等との連携を強化し、企業と求職者のマッチング機会を充実させるなどして、障がい者雇用の促進を図ること。

また近年、一部の就労継続支援事業所において、営利優先の不適切な運営やサービスの質の低下が問題となっているため、障がいのある方が適切な支援を受けながら働けるよう、国のガイドラインに従い、生産活動の実態や支援内容、収支状況などを確認するとともに、不適切な運営が認められる事業所に対する指導・改善の徹底を図ること。

さらに、必要に応じて事前通告のない訪問調査を実施するなど、指導・監査体制を強化すること。

４．生活困窮者の相談支援体制の強化と生活保護受給者の自立支援

物価高騰により食料支援の需要が高まる一方、寄附の減少でフードバンクにおける食品確保が困難になっていることから、食品関連事業者や農業生産者等との連携、フードドライブの推進、保管・配送体制の充実などにより、食品を安定的に確保できる体制を整えること。

また、「フードバンク認証制度」の取得を目指す団体に対し、申請や衛生管理に関する支援を行うとともに、食品配布を通じて生活困窮者への必要な相談・支援につなげる体制を整備すること。

さらに、離職や病気、収入減少等による生活困窮者を早期に把握し、多重債務や健康悪化、社会的孤立などに陥る前に必要な支援を行えるよう、社会福祉協議会や医療機関、民生委員等との連携を強化するとともに、生活保護の相談・申請をためらわずに行える環境整備やケースワーカーの適正配置により、個々の状況に応じた支援を充実させること。

併せて、生活保護受給者の自立支援については、就労による「経済的自立」だけでなく、「日常生活自立」「社会生活自立」も重視し、本人の意向や心身の状況に応じた段階的な支援を行うとともに、就職後の職場定着や生活保護廃止

後の家計管理を支援するなど、再び生活困窮状態に陥ることを防ぐため、継続的な伴走支援体制を構築すること。

III.「安全安心の未来都市」の実現に向けて

（安心・協働・共生　分野）

１．危機への備え・対応力の強化

１）総合的な治水・雨水対策の推進【重点項目】

近年の気候変動に伴う豪雨や台風の頻発は各地で深刻な被害をもたらしている。本市においては、局地的な河川溢水などの被害発生を考慮し緊急対策工事が実施されたが、それらの効果について検証を行い、再び同様の被害が発生しないよう定期的な点検やパトロールを実施するなど、河川や排水施設の適切な維持管理に努めること。

さらに、「宇都宮市総合治水・雨水対策推進改定計画」の既往最大降雨量を踏まえた河川改修や下水道雨水幹線整備、排水施設の適切な維持管理、公共施設における貯留・浸透施設の整備などの流域対策を着実に推進するとともに、新川・奈坪川・山下川の調節池・調整池についても整備を進めること。

また、令和８年度から実施された止水板設置費補助金については、あらゆる媒体を活用し、周知啓発に努め普及促進を図ること。

２）災害リスクの周知と地域防災体制の強化【重点項目】

本市においては、ハザードマップ等による災害リスクの周知や地域防災訓練を実施しているものの、住民の災害リスクに対する理解促進や要支援者の個別避難計画の策定、防災協力事業者との連携にはなお課題が残っている。

特に、令和８年５月の突風被害では長期連休中に防災協力事業者と連絡が取れない事例が発生し、夜間・休日を含めた連絡体制の脆弱さが明らかとなったほか、要支援者の個別避難計画の策定率も１０％以下にとどまっていることから、更なる地域防災体制の強化が必要である。

こうした課題の解消に向けて、ハザードマップや洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に関する理解促進を図るとともに、地域防災訓練における啓発の充実や市公式ＬＩＮＥ等を活用した自宅周辺の災害リスク確認の促進など、住民への効果的な情報発信を推進すること。

また、防災協力事業者との夜間・休日を含む連絡体制の整備を図るとともに、要支援者の個別避難計画の策定支援を強化し、災害時における避難支援体制の充実に取り組むこと。

３）安全な暮らしを支える消防局・中央消防署の再整備

本市の消防・救急の中枢機能を有する消防局及び中央消防署は、施設の老朽化・狭隘化に加え、浸水想定区域に立地するという大きな問題を抱えていることから、より安全に機能性や機動力を十分に発揮できる施設の再整備に向けて、「整備基本計画」を速やかに策定すること。

また、高齢化の進展や熱中症・感染症患者の増加等により救急出動件数が増

加していることから、民間救急車の利用周知や救急車の適正利用に加え、高齢者の転倒予防や熱中症対策、救急相談窓口の活用などについて、関係部局と連携しながら、より一層周知啓発に取り組むこと。

4）消防団の持続可能な組織づくりと多様な人材の活躍

消防団員の減少や高齢化が進む中、地域の消防・防災力を将来にわたり維持していくためには、従来の組織運営や活動体制を見直し、多様な人材が参加しやすい環境を整えることが重要である。

そのため、消防団ＯＢや学生、女性、外国人などが特定の任務を担う機能別消防団員制度の導入を早急に検討するとともに、消防局と消防団の連携を強化し、地域の実情を踏まえた活動体制の効率化を後押しすること。

また、令和８年度に実施した学識経験者との意見交換を踏まえ、持続可能な消防団の在り方について検討を加速させること。

２．日常生活の安心感を高める

1）自転車事故防止に向けた安全対策の強化

栃木県においては、中高生の自転車事故加害率が全国平均を大きく上回り、ながら運転や並走、逆走、ヘルメット未着用などの危険行為が依然として見られるほか、高齢者の電動アシスト自転車による転倒事故も増加しており、交通安全教室や啓発活動を実施しているものの、自転車利用者の更なる安全意識の向上と交通ルールの遵守が求められている。

そのため、刈谷市が実施するＡＩカメラを活用した危険行為への注意喚起事業を参考に、本市においても学校周辺や商店街などで自転車による交通違反や危険行為を検知して、光や音声で注意喚起を行うなど、交通ルールの遵守や安全意識の向上につながる取組を推進すること。

また、名古屋市が実施する高校生を対象とした交通安全講座を必修化している事例も参考に、学校と連携し進学や進級の節目を捉えた継続的かつ体系的な交通安全教育についても実施を検討すること。

さらに、高齢者の電動アシスト自転車による転倒事故の防止に向け、高齢者を対象とした交通安全講座や実技指導の充実を図るとともに、ヘルメット着用や安全利用に関する啓発を強化すること。

2）高齢者の運転免許証自主返納の促進と外出支援の充実

高齢ドライバーによる逆走やアクセルとブレーキの踏み間違えに伴う交通事故件数が増加している中、本市においては高齢者自身が加齢に伴う身体機能や認知機能の変化を理解し運転免許証の自主返納につなげられるよう、地域イベント等における身体機能測定器を活用した交通安全教室の開催や、令和８年度からは運転免許証の自主返納を促進するための新たなポイント付与事業を開始したところである。

しかし、高齢者が運転免許証の自主返納を決断するには、自身の運転技量の低下に対する納得性を高めることに加え、免許返納後の移動手段の確保、外出

支援の充実が重要な要素となっている。

そうした課題の解消に向けて、自身の運転技量を客観的に把握できる運転シミュレーターの体験教室を開催するとともに、地域内交通の利便性向上や高齢者外出支援事業における支援の充実に、官民連携のもと取り組むこと。

また、外出をサポートするシニアカーや電動アシスト付き自転車についても、周知や利用促進に取り組むとともに、購入費用補助等についても引き続き検討すること。

3）安全安心な地域づくりに向けた空き家対策

人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加が懸念される中、地域の安全や住環境を守るためには、問題が深刻化する前の予防的対策と、空き家の有効活用を一体的に進めることが重要である。

そのため、空き家発生の未然予防に向けた所有者への早期働きかけの強化や、相続や適正管理に関する相談体制の充実、管理不全空き家の改善・除却に向けた支援制度の拡充を図るとともに、第３次宇都宮市空き家等対策計画に着実に反映させること。

また、空き家の流通・利活用を促進するため、改修費用等への支援や民間事業者との連携を強化し、若年世帯の移住・定住促進や地域コミュニティの活性化につながる取組を推進すること。

4）いわゆるごみ屋敷対策

近隣住民の生活環境に多大な影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」の問題については、生活環境の悪化だけでなく、心身の不調や社会的孤立、経済的困窮など、複合的な課題を抱えている場合が多く、環境面の改善と本人の生活再建を一体的に進める必要がある。

そのため、足立区で実施しているごみ屋敷対策事業を参考に、相談窓口を明確化するとともに、環境・福祉・保健等の関係部局が連携し、主担当を明確にした継続的な支援体制を整備すること。

また、本人の状況や意向に応じて、片付けに係る支援や専門家との連携、関係機関による見守りなど、問題の再発防止を含めた生活再建に向けた支援を充実させること。

5）身近に潜む犯罪等から市民を守る対策の実施【重点項目】

① 特殊詐欺対策

電話やＳＮＳ等を通じて、対面することなく信頼させ関係を深め、指定した預貯金口座への振込その他の方法により現金等をだまし取る特殊詐欺や恋愛感情を利用して金銭等を要求するロマンス詐欺は、年々被害件数が増加し、手口が多様化かつ巧妙化していることから、金融機関や警察と連携し、被害の未然防止策を強化すること。

また、上三川町で発生した強盗殺人事件などを受け、犯罪の抑止力を高めるため、住宅への防犯カメラ設置など防犯対策用品の購入・設置費用を補助

する自治体も増えていることから、本市で実施している「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」において防犯カメラの設置費用についても加えるよう検討すること。

② 若者の主体的な参画による闇バイト加担防止対策の強化

ＳＮＳ等を通じて高額報酬や手軽さを強調した求人で若者を誘い、特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担させる、いわゆる「闇バイト」が社会問題となっており、県内においても高校生が強盗未遂事件に関与する事案が発生している。

このため、警察や学校、大学等と連携し、静岡県警察が作成した闇バイトへの加担を回避した人へのインタビュー動画等を参考に、犯罪に巻き込まれる過程やその回避方法について学ぶ機会を充実させること。

また、不審な求人の見分け方や、個人情報を悪用した脅迫への対処方法などを、疑似体験やロールプレイングで実践的に学ぶ防犯教育を推進すること。

さらに、闇バイトに応募した若者が、家族等への脅迫により抜け出せなくなることを防ぐため、警察相談専用電話「＃９１１０」の周知や警察との連携による相談・保護体制を強化すること。

併せて、経済的困窮から闇バイトに手を出さないよう、ハローワークや市内企業等と連携した安全な就労支援を充実させるとともに、若者の意見や理解度を踏まえ、対策の継続的な改善を図ること。

6）悠久の丘の総事業コストの縮減と公共サービス水準の向上

悠久の丘の事後評価については、ＰＦＩ手法を活用し当初の導入目的である総事業コストの縮減を達成し、公共サービス水準についても、事業者の創意工夫により満足度の高い運営を安定的に提供するなど、当初導入目的を達成することができた。

今後の新たな事業者選定においては、総事業コストの縮減と公共サービス水準の向上の視点を維持しつつ、物価変動等のリスクに対応できる事業手法を検討すること。また、長期修繕計画に基づく空調更新，ＬＥＤ照明導入等の改修・修繕が見込まれているが、市民サービスへの影響を最小限にとどめられるよう、改修に適した事業方式・期間等を検討すること。

３．市民が主役のまちづくりの推進

1）自治会活動の活性化に向けた支援の強化【重点項目】

自治会活動の活性化に向けて、令和７年度から実施している「高齢者等負担軽減促進支援金」については、最終年度となる令和９年度において、これまでの実績と効果を検証し、制度の見直しを含めた検討を行うこと。

また、「自治会費口座振替導入支援補助金」については、申請実績がない現状を踏まえ、自治会へのヒアリングを実施し、キャッシュレス決済等の導入も含め、自治会の実情やニーズに即した制度へ見直すこと。

さらに、自治会運営支援アプリについては、モデル自治会での試行運用により顕在化した課題や利用者の意見を十分に検証するとともに、退会時の対応

や個人情報の管理など、明確な運用ルールを定めたマニュアルを整備し、自治会の負担軽減と円滑な運営につながるよう、多くの自治会への導入に向けて着実に取り組むこと。

2）若者の地域活動への参画促進

将来のまちづくりの担い手である若者に対し、学生時代から地域においてまちづくりに携わる機会の創出は大変重要である。

若者を主体としたまちづくり団体に対する伴走支援や相談体制の充実など、実践的な経験を得ることのできる機会を官学連携により創出するとともに、若者の多様な発想によるエリアリノベーションの推進など、新たな視点でのまちづくりの担い手育成を後押しすること。

また、若者同士の交流やまちづくりへの参画を促す拠点として期待される「まちなか活動・交流センター（二荒テラス）」については、学習スペースとしての利用が好評である一方、まちづくり活動の拠点としての活用には課題がある。今後は、サークル活動の充実などを通じて若者の交流や地域活動への参加を促進し、施設本来の設置目的に沿った活用を目指すこと。

3）女性活躍リーディングシティうつのみやの推進**【重点項目】**

女性活躍プラットフォーム「ミヤパレット」については、講座や交流会の開催にとどまらず、参加者が得た知識や経験を職場や地域での実践につなげられるよう、実効性のある運営に努めるとともに、参加者同士の交流や情報共有を促進し、女性の多様な活躍を支援すること。

また、女性の健康課題に対する企業の理解を深め、誰もが働きやすい職場環境を整備するため、フェムテックを含む女性の健康支援について情報提供や企業間の事例共有を促進させるとともに、導入を希望する企業への相談・支援を充実させること。

さらに、男女共同参画推進事業者表彰「きらり大賞」については、受賞後の取組状況や職場・従業員への定着度を継続的に調査するとともに、優れた取組の横展開を図り受賞企業の拡大につなげること。

4）外国人市民と築く多文化共生社会

本市では、年々増加する外国人市民に対して様々な生活支援策やコミュニケーション促進策を講じているが、１万３千人を超える外国人市民すべてが、これらのサービスや制度を十分に活用しているとは言えず、未だに地域社会から取り残され、孤立したまま生活しているケースが数多く見受けられる。

今後は、国際理解や国際交流、国際化フォーラムなどの体験・学習を中心とした既存事業を段階的に見直すとともに、令和８年度に実施した外国人との共生に関する自治会ヒアリングの結果なども踏まえ、外国人市民が地域の一員として安心して暮らし、地域活動にも参加できる環境づくりを進めること。

また、文化・経済・教育など幅広い分野で外国人市民の参画を促し、国籍に捉われず、誰もが共に支え合う共創型の多文化共生社会の実現を目指すこと。

さらに、外国人材の活躍推進に向けて、「とちぎ外国人材受入支援センター」と連携し、製造業やサービス業だけでなく福祉・農業・外食産業など、幅広い分野での受け入れを促進するとともに、受け入れに伴う課題の把握と解決に向けた支援を充実させること。

Ⅳ. 「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて

（魅力・交流・文化　分野）

１．都市ブランドの有効活用と公民連携によるＰＲ戦略

１）都市の価値や魅力をブランドとする戦略への転換

本市の都市ブランド戦略は、餃子、ジャズ、カクテル、プロスポーツなど、モノ（地域資源）に頼った推進策が中心であったが、今後は「住めば 愉快だ宇都宮」に代表される都市ブランドイメージのさらなる深化や強化に努め、ライトラインの西側延伸に対する期待感等も有効に活用するなどして、多様性と可能性に満ちた高価値、高魅力な都市であることを力強くアピールできる都市ブランドアライアンス戦略を展開すること。

また、宇都宮ブランド推進ビジョンの策定から半期（３年）が経過するため、当該ビジョンの進捗率や達成状況を正確に把握するとともに、必要に応じて新たな目標や手法が必要であるかを検証し、改訂版の策定についても検討すること。

２）公民連携による魅力演出と情報の発信

デジタル技術の急速な発展や自治体広告の多様化に伴い、都市ブランド戦略においてはインターネット広告の活用や訴求性の高いプロモーション動画の配信が大きな効果を発揮しているため、都市魅力の演出や発信に関しては自治体単独ではなく、様々な民間セクターと連携し、ターゲットを明確に捉えた公民連携型のシティプロモーションを積極的に展開すること。

また、これらのブランド戦略は、移住定住プロモーション、企業や商業施設の誘致においても多大な効果をもたらすため、地方回帰やデュアルライフ（二拠点生活）指向の高まりを捉えた広報戦略にも注力するとともに、若者や女性などの多様な人材や企業が本市を選ぶきっかけとなるよう多層的な魅力演出パターンを用意すること。

２．スポーツ施設の充実と利用促進【重点項目】

市民が身近にスポーツを楽しみ、健康づくりや交流の場として気軽に施設を利用できる環境を整えるため、利用者視点に立ったスポーツ施設の充実と利用促進を図ること。

令和９年度に供用開始予定となっている北西部地域体育施設については、県内初となるＢＭＸレースダートコースを有する特色を活かし、幅広い世代への周知を図るとともに、イベントや大会開催時の多様な交通手段の確保に取り組むこと。また、アークタウン宇都宮については、さらなる利用促進に向け、初心者が安心して競技を始められるよう、初心者講習会や体験会を充実させ、子どもから大人まで幅広い層が参加できる環境を整えるとともに、宇都宮市民を対象とした割引制度の導入など、利用者の負担軽減策についても検討すること。

さらに、市内５箇所に計画されている屋内プールについては、候補地の選定を着実に進め、地域バランスや市民の利便性を踏まえた早期整備を図ること。

併せて、宇都宮ブレックスの新アリーナについては、隣接する既存アリーナとの機能重複を最小限とし、周辺環境の整備も含め、必要かつ適切な支援に取り組むこと。

３．みやＳＯＩＰを核としたスポーツ共創都市の推進

「スポーツのまちうつのみや」の実現に向けて、本市が有するスポーツ資源をフル活用し、市民の健康増進や賑わい創出、地域活性化、シビックプライドの醸成等を継続的に進めること。

特に、部活動の地域展開に伴う指導者不足や活動場所の確保、運営費用、送迎などの様々な課題に対応するため、本市特有のプロスポーツチームや企業、大学などとの連携による「みやＳＯＩＰ」を核とした効果的な事業の創出に取り組むこと。

また、本市のプロスポーツチームの魅力を市民に浸透させファン獲得につなげられるよう、選手と市民の交流機会の創出や様々な広報媒体を活用した盛り上げに加え、子どもの健全育成やシティプロモーションに引き続き取り組み、スポーツ共創都市の実現を目指すこと。

４．魅力ある歴史・文化の継承と観光振興

１）歴史・文化資源を活用した回遊型観光の推進

本市が有する歴史・文化の８つのストーリーを活用し、各ストーリーに関連する史跡や文化財、歴史的建造物などを巡るデジタルスタンプラリーを実施するとともに、スタンプ獲得数に応じた特典の付与や、解説動画・写真資料の掲載などにより、楽しみながら本市の歴史・文化への理解を深められる仕組みを構築すること。

また、地域に伝わる民話や歴史上の人物などをモチーフとした新たなデザインマンホールを制作し、関連する史跡や観光施設と結び付けた周遊ルートや、マンホールの設置場所・由来を紹介するデジタルマップを作成し、ＳＮＳ等を活用した情報発信を行うこと。

さらに、子ども向けの歴史探訪企画や地域住民が参加するまち歩きイベントなども展開し、市民や観光客が本市の歴史・文化に親しみ、その魅力を再発見できる取組を推進すること。

２）「食・酒」文化の価値向上と継承及び観光素材への活用

本市には、地域の歴史や風土に培われた数々の郷土料理が存在するとともに、近年は、市内の蔵元やブルワリーの熱意・技術によって新たに誕生した地場産の日本酒やクラフトビール、ワイン等の酒類が高い評価を受けている。

しかしながら、一部の伝統食は味つけや見かけが現代の嗜好にマッチせず継承が難しくなっているばかりか、地場産の酒類にあっては、カクテルに比べて「酒文化」としての魅力を十分に発揮できていない現状にある。

食や酒は人々の暮らしと密接に結びついた生活文化としての貴重な資源であり特徴でもあることから、今後は文化庁の「食文化ストーリー」創出・発信事業や食文化産業支援事業等を活用し、文化的価値の確立や観光資源としての情報発信にも積極的に取り組むこと。

さらに、伝統食である「しもつかれ」の調理法を工夫してキッシュやパイにアレンジするほか、「鮎のくされずし」については、発酵食や健康食としての新たな価値を発信するなどして、郷土料理の魅力や食文化に込められた暮らしの知恵を次世代に継承すること。また、こうした取組の成果を学校給食の「宮っ子ランチ」にも取り入れること。

５．都市の魅力と価値を高める戦略的な都市緑化の推進【重点項目】

本市の「第３次宇都宮市緑の基本計画」では、中心市街地の緑視率を令和３年度の 14.3%から令和 14 年度には２０%へ引き上げる目標を掲げている一方で、中心市街地の緑被率は、令和２年度の 15.2%から令和７年度には 15.7%と、５年間で 0.5 ポイントの増加にとどまっている。

このように、中心市街地では人の目に映る緑が少なく、街路樹の維持管理にも課題が生じていることから、計画の進捗状況を適切に把握・検証するとともに、緑視率の定期的な調査と結果の公表を行い、目標達成に向けた取組を加速させること。

また、ＪＲ宇都宮駅西口から大通り、東武宇都宮駅周辺などの都心部においては、ライトラインの整備に伴う道路空間の再編と一体的に街路樹の適正配置や樹種の選定、歩行者空間における木陰やベンチの設置などに取り組み、点在する緑をつなぐ「緑の回廊」の形成を目指すこと。

さらに、民間開発における都市緑化を促進するため、「優良建築物等整備事業」に設けられた緑化率１０%以上の公共貢献要件を活かし、道路からの視認性や周辺の街路樹・公園等との連続性にも配慮した質の高い緑化を誘導すること。

併せて、福岡市が実施する「都心の森１万本プロジェクト」や民間建築物の緑化を支援する「グリーンビル促進事業」等を参考に、民有地における樹木の植栽、壁面・屋上緑化等を促進するための支援制度を検討すること。

Ⅴ. 「産業・環境の未来都市」の実現に向けて

（産業・環境　分野）

１．地域産業の創造性・発展性を高める

１）新産業団地整備事業の確実な推進【重点項目】

企業の新規立地や再投資の受け皿となる新たな産業用地の整備は、地域産業の高付加価値化にもつながることから、（仮称）インターパーク東地区及び（仮称）宇都宮工業団地東地区の２地区に計画されている新産業団地については、市内外の企業から既に高い関心が寄せられている。

両地区とも令和９年～10 年度に土地区画整理事業の認可・決定や都市計画決定に関わる手続き（市街化区域への編入）が予定されているが、未だに地権者の全面同意が得られておらず、代替地の選定に悩む地権者も一定数存在しているため、引き続き丁寧な用地・補償交渉を心がけるとともに、令和 14～15 年度の分譲開始に向けて着実に事業を推進すること。

また、宇都宮工業団地東地区においては選定区域周辺の道路や河川の整備及び環境保護対策等を求める声も多いため、これらの意見や要望にも真摯に耳を傾け、関係部局と連携を図りながら地域の生活環境に十分配慮して事業を進めること。

２）データセンターの早期整備【重点項目】

本市が立地誘導を進めるデータセンターについては、早期整備を実現させるため、選定された民間事業者と連携し、関係機関との協議・調整や地権者の理解促進を図るとともに、騒音・排熱等による生活環境への影響などについて十分な調査と検証を行い、地域住民との合意形成や整備に伴う課題の解決に向けて、積極的な伴走支援を行うこと。

また、データセンターが担う重要な社会インフラとしての役割・機能を踏まえ、警察などの関係機関と緊密な連携を図り、サイバー攻撃やテロなどによるシステム障害や機能停止を防止するための万全な安全対策を講じること。

３）市民生活と事業継続を支える物価高騰対策・賃上げ支援の強化【重点項目】

食料品や日用品、エネルギー価格の高騰が続く中、物価上昇に賃金の伸びが追い付かず、家計への負担が増していることから、継続的な生活支援と賃上げを実現できる環境の整備が求められている。

長期化する物価高騰への対応や賃上げの実現に向け、これまで実施してきた水道基本料金の免除や物価高騰対策支援金、各種事業者支援などについて、物価動向や国・県の施策を踏まえながら再実施を検討するとともに、生活者の負担軽減と事業者の事業継続に向けた機動的な支援を実施できるよう、必要な予算措置を講じること。

また、本市の「補助金・助成金自動診断システム（J システム）」を活用し、

事業者が業務改善助成金やキャリアアップ助成金など国・県の支援制度を活用しやすい環境を整備するとともに、生産性向上や人材確保につながる取組を後押しすることで、市内事業者の持続的な成長と賃上げが両立する好循環を創出すること。

4）中小企業の競争力強化と持続的成長に向けた支援の充実

① 中小企業の生産性向上と設備投資支援の強化

物価高騰や人材不足を背景とした生産性向上の必要性に加え、原材料費やエネルギー価格の上昇分を販売価格に十分に転嫁できないなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、既存の設備投資や脱炭素化に関する支援制度の拡充を図るとともに、生産性向上やデジタル化、ＡＩ導入に向けた制度の活用を促進し、企業の積極的な投資や業務効率化を支援することで、経営課題の解決につなげること。

また、適正な価格転嫁を促進するため、国や県、関係機関と連携した情報提供や相談支援を充実させるとともに、中小企業・小規模事業者が継続的な賃上げや設備投資に取り組める環境を整備すること。

さらに、「第２次うつのみや中小企業振興プラン」の進捗状況や成果・課題を検証した上で、次期計画（令和 10 年度以降）の策定にあたっては、ＧＸ・ＤＸの推進や設備投資への支援など、地域企業の競争力強化につながる施策の充実を図るとともに、事業者や関係団体の意見を幅広く反映し、実効性の高い計画とすること。

② 人材確保と事業承継支援の強化

深刻化する人手不足に対応するため、採用活動への支援や人材育成、リスキリングの促進など、人材の確保・育成に向けた支援を充実させるとともに、働き方改革やＤＸの推進により、生産性の向上と従業員の定着につながる職場環境の整備を支援すること。

また、外国人材の受け入れと定着を促進させるため、企業向けの相談体制の強化や、多言語による就労情報の提供、日本語学習機会の充実など、国の外国人材受け入れ支援に加え、川口市や横浜市の先進事例も参考にしながら、地域企業の人材確保と定着を後押しすること。

さらに、経営者の高齢化や後継者不足が進む事業承継問題に対応するため、支援を必要とする事業者の早期把握を推進するとともに、「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」など関係機関との連携を深め、相談体制の充実や後継者マッチング機能の強化に取り組み、円滑な事業承継と地域企業の持続的な成長につなげること。

5）地域の個性や魅力を活かした中心市街地の活性化

① 魅力的で活気のある中心市街地づくり

ライトラインのＪＲ宇都宮駅西側延伸を見据え、中心市街地における再開

発事業がスタートしているが、都心部まちづくりプランを踏まえた、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流し、若者や子育て世帯、外国人市民などが気軽に訪れることができる居心地の良い空間づくりや賑わいのある環境整備を進める必要がある。

このため、地域や商店街、民間事業者と連携を図り、ウォーカブルでバリアフリーな歩行空間、暑さ対策や防災機能としてのグリーンインフラの整備、公園や子どもの遊び場、休憩スペース、交流スペースなどの様々な機能を効果的に配置し、安心で居心地の良い中心市街地のまちづくりを進めること。

また、若手クリエーターやデザイナーと連携することで魅力ある景観・空間づくりや新たなイベント・商品の開発など、まちの魅力向上と若者の活躍の場の創出が図られることから、地域や商店街、企業、大学等との連携体制の構築や活動拠点の整備、実証事業などの検討を進めること。

② オリオン通り商店街の持続的な賑わいの創出

飲食店などの店舗の増加により、週末夜間の人通りが増える一方で、平日昼間の往来は少ないことから、日中の賑わいづくりが求められている。訪れたくなる魅力的な商店街とするために、ファッションやカフェなどの店舗をはじめ、子ども向けの遊び場や学生のための勉強スペース、コワーキングスペース、医療施設など、多世代向けの施設の誘致に取り組み、商店街の魅力向上と継続的な賑わいの創出につなげること。

特に、若年層に向けては、おしゃれな空間作りやアートを感じられる歩行空間の創出など、若者ならではの斬新なアイディアを募るなどして、エリアリノベーションに取り組むこと。

さらに、アーケードの老朽化や雨漏り等の対策については、修繕に必要な経費に対する支援を検討するとともに、商店街を訪れる市民や観光客が安心して快適に過ごせる環境整備を推進すること。

２．農林業の生産力・販売力・地域力を高める

１）農業のスマート化とＤＸの推進

農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、持続可能な農業経営と生産性向上を図るため、農業のスマート化とＤＸを一層推進すること。特に、ＲＴＫ基地局の整備により市内全域で高精度な位置情報を利用できる環境を活かし、農機の自動操舵技術の普及を促進するとともに、既存のトラクター等に後付けできる自動操舵装置について、新規購入費や取付費用への補助金を拡充し、高額な農機への買い替えを伴わずに導入できる環境を整備すること。

また、農業用ドローンや自動化機器の導入、営農データを活用した生産管理の効率化等を促進させるため、共同利用・導入相談、操作研修などの支援体制を充実させるとともに、小規模農家を含む幅広い農業者の導入負担を軽減し、労働力不足の解消と持続可能な農業経営の実現につなげること。

２）グリーン農業の着実な推進

環境負荷の低減と収益性向上を両立する「グリーン農業」の推進に向け、有機農業や地産地消、６次産業化などを通じた地域循環型農業の強化と販路拡大による農産物の価値向上を図ること。

本市では、「うつのみやグリーンマルシェ」や生産者との意見交換会など、理解促進と消費拡大に向けた取組が進められていることから、これらを更に発展させ、学校給食や地域の飲食店、マルシェ等への流通支援を強化し、加工・販売の拡大を図ること。

また、金沢市における６次産業化支援や、豊岡市における有機農産物の学校給食への活用、環境創造型農業の推進など、生産から消費までを一体的に進める先進事例も参考にしながら、本市においても「宇都宮市第３次食料・農業推進計画」との整合性を図りつつ、有機農業の広域流通支援や気候変動適応技術の普及を進めるとともに、学校給食等での活用拡大や情報発信の強化によりグリーン農業の理解促進と消費拡大を図ること。

３）生産者米価下落時の減収対策とコメ収益の向上支援策

令和８年産の生産者米価の急落は水稲農家に多大な減収負担をもたらしたが、物価高騰時の消費者とは違い公的な生活支援策が講じられることは一切なかった。

一方で、農水省は令和９年度の水田政策にあたっては、業務用米に限った単収向上支援策を検討し、米粉用米や飼料用米に対しては収量に応じた特別支援策を用意するとともに、省力化やコストの削減、付加価値の向上によって生産性を高めていく方針を固めたようである。

しかしながら、これらに伴って主食用米の作付参考値の存在は益々不明確なものとなり、コメの生産農家にとっては、どんな品種をどれだけ生産すべきか作付前年に決定できない現状におかれている。

このような状況では、生産性の向上どころか離農者を増加させる事態に陥る可能性もあるため、市は政府の方針を迅速かつ正確にキャッチし、農業再生協議会等を通じて逐次農業者に概要等を伝えるとともに、経営形態に見合った的確な生産手法についても柔軟にアドバイスできる体制を整えること。

４）農業王国の６割を占める小規模農家の支援策及び集落営農の推進

本市における農業経営体約 3,300 のうち、約６割は耕地規模２ヘクタール以下の小規模農家であり、稲作農業の安定経営基準ともいわれる２０ヘクタール以上の経営体数は全体の５％にも満たないというのが本市農業王国の現状である。

また、小規模農家の多くは６５歳以上の高齢者が中心となって農業を営んでいることが多く、経営者が突然のケガや病気、体調不全等に見舞われた場合、耕作を休止せざるを得ない事態に陥ってしまったり、耕作受託者が中々見つからず、優良農地が一転して不耕作地となってしまったりするケースが年々増え続けている。

これらの課題を解決するためには、同一地域内の農業者が日頃から連携を

図り、効率性や合理性を重視した協働経営型のグループ営農を目指すことが何よりも有効な手段であると考えられるため、市はこのような形態の集落農業に取り組む先進的かつ戦略的な国内グループの把握に努め、転換を希望する地域営農者に対して必要な情報を提供するとともに、各種支援策等を積極的に講じること。

３．脱炭素社会の実現

１）カーボンニュートラルの着実な推進【重点項目】

本市における 2023 年度の二酸化炭素排出量は 312.4 万ｔ-C02 と、基準年である 2013 年度比で▲21.1％の減少となったものの、国の▲27.1％に対して乖離が生じている。

したがって、市民や事業者に対する周知啓発をさらに強化し取組を加速化する必要があることから、住宅の断熱化や再生可能エネルギーの導入、車両のＥＶ化などを促進するため、家庭や事業者向けの脱炭素化促進補助制度の拡充や理解促進を強力に推進すること。

特に、2026 年度に廃止された「給電機能を備えたＢＥＶ」に対する補助金については、本市の脱炭素化方針との整合性や災害時のレジリエンス向上、産業振興の観点から普及促進の本気度を示す必要があることから、必ず復活をさせるとともに、災害による停電時にＢＥＶを蓄電池として活用することで防災対応力の向上が図れることから、Ｖ２Ｈ導入に対する補助金の新設についても検討すること。

２）循環型社会の実現に向けた行動変容と資源循環の強化

①　行動変容の促進と参加拡大に向けた取組の強化

「みやエコ・アクション・ポイント」については、「第４次宇都宮市環境基本計画」で掲げる令和 12 年度参加者数３万人の目標達成に向け、制度の魅力向上やデジタルを活用した参加促進により利用者拡大に取り組むこと。

また、民間サービス「ＴＡＢＥＴＥ」については、地域の商店や商店街との連携を拡大するとともに、大学内でのＰＲやＳＮＳを活用した周知・利用促進に取り組むこと。併せて、「みやエコ・アクション・ポイント」との連携や、食品ロス削減量などの効果を把握・検証する仕組みを検討するとともに、横浜市で実施している「ＳＤＧｓロッカー」のような、未利用食品を販売・受け渡しする仕組みについても調査・研究し、食品ロスの削減と地域商店の活性化を一体的に推進すること。

さらに、本市の「もったいない運動」が令和９年度に２０周年の節目を迎えることから、幅広い世代に向けた効果的な周知活動を展開し、食品ロスの削減や資源の有効活用など、環境に配慮した行動の定着を図ること。

②　資源循環の強化と地域内循環の拡大

学校給食残渣の資源化については、全校展開に伴い、収集・運搬体制の整備や学校現場の負担軽減、事業者の処理能力確保、効果検証の仕組みづく

りなど、継続的に実施できる体制の構築を図り、食品ロス削減と資源循環の推進を一体的に進めること。

また、令和９年４月から資源回収対象が拡大され、プラスチック製品そのものも回収対象となることから、新たな区分である「プラスチック類」の対象品目や分別方法について、学校・地域団体・事業者との連携やＳＮＳ等を活用した周知を強化し、正しい分別の徹底と資源の循環利用の理解促進に取り組むこと。

さらに、川田水再生センターにおいて進められている下水汚泥の肥料化については、試作品が農業者等から好評を得ていることを踏まえ、製造量の拡大や流通経路の整備、農業者・販売事業者との連携を充実させ、地産地消型の資源循環を一層推進すること。

３）ネイチャー・ポジティブの推進

気候変動や都市開発により生物多様性の損失が世界的な課題となる中、地域においても自然と共生するまちづくりが求められており、持続可能な都市の形成に向けては「ネイチャー・ポジティブ」の理念に基づき、生物多様性の保全や生態系の保護・回復に取り組むことが重要となっている。

このため、本市においては 2030 年度を目指し「第２次うつのみや生き物つながりプラン」を着実かつ戦略的に推進し、市民・事業者及び市民団体等がそれぞれの役割を明確にし、主体的な活動につなげていくとともに、各主体間の連携による協働の取組を効果的に推進すること。

さらに、生息・生育環境の変化に対応するため、外来種に関する周知啓発を強化するとともに、防除活動の実施や支援に引き続き取り組むこと。

４）市民の安全と地域の樹木を守るクビアカツヤカミキリ対策の強化【重点項目】

特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」による被害が市内で拡大しており、令和８年度には小学校だけでも１５校３７本の被害が確認され、桜が全て失われた学校もある。被害を受けた樹木の衰弱や枯死は、落枝や倒木による事故の危険性を高めるほか、景観や農作物にも影響を及ぼすことから、被害の早期発見と拡大防止に向けた監視・防除対策を強化すること。

また、樹木の被害状況や倒木の危険性について専門家の意見を踏まえ評価し、薬剤注入や防虫ネットの設置などによる防除策を進めるとともに、被害が深刻な樹木については、適切に伐採・処分すること。特に、学校等における桜の伐採にあたっては、近隣住民に対して理由や必要性を丁寧に説明し理解を求めるとともに、植替えなどによる景観の回復に努めること。

また、民有地における対策も不可欠であることから、被害の見分け方や防除方法の周知を徹底するとともに、上尾市などの取組を参考に、民有地の薬剤防除や被害樹木の伐採・処分にかかる費用を補助する制度を創設し、樹木所有者の経済的負担を軽減するとともに、迅速な防除を促進すること。

５）時代にマッチした新ごみ処理施設の整備

令和15年度の稼働を目指す（仮称）新クリーンパーク茂原については、現施設と同一敷地内での建替えとなるが、新施設の稼働時には現施設の竣工から３２年が経過することから、周辺環境や住民意識の変化も踏まえ、環境影響調査や地元説明会等を丁寧かつ慎重に実施するとともに、積極的な情報公開に努めること。

また、過去に発生した大規模火災事故の反省を新施設にも十分に反映させ、火災危険物混入防止対策やごみピット火災の予防・拡大防止対策を確実に講じるとともに、稼働後においても各種設備が安全かつ安定的に維持・運用ができるよう運転管理計画等を策定すること。

さらに、脱炭素社会の構築に貢献できる施設づくりを心がけるとともに、屋内外の詳細設計に際しては、樹木や植栽（花壇・花園を含む）、水辺などの自然空間を随所に配置するなどして、広島市中工場のように清涼感や清潔感に満ちた「見せる」ごみ処理場を目指すこと。

４．雇用・労働環境の改善

１）高齢者雇用の促進と就労機会の拡充

高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能を活かし、意欲と能力に応じて働き続けられるよう、雇用促進と就労支援を強化すること。また、市内中小企業等に対し、定年延長や継続雇用制度の充実、短時間勤務や柔軟な勤務形態の導入を促すとともに、健康状態や体力、個々の事情に配慮した職場環境の整備を支援すること。

併せて、ハローワークやシルバー人材センター等の関係機関との連携を強化し、再就職や多様な働き方に対応した求人・求職のマッチングを促進するとともに、デジタル技術の習得や新たな職種への挑戦を支援すること。

２）労働環境の改善と暑熱対策の徹底

ごみ収集業務をはじめ、屋外で作業する労働者の安全確保に向け、猛暑期の収集開始時間の前倒しや早朝収集の導入を検討するとともに、空調服や冷却用品の導入、休憩場所の確保、飲料水の提供、暑さ指数（ＷＢＧＴ）に応じた作業時間の調整など、現場の実情に応じた熱中症対策を徹底すること。

また、市が発注する工事や委託業務についても、受注事業者と連携し、作業員の健康管理と安全対策を強化するとともに、暑熱対策に係る予算の適切な執行状況や取組の実効性を確認・検証し、必要に応じて改善を図ること。

さらに、暑熱対策に必要な設備や資材の導入を促進し、事業者の負担に配慮しながら、誰もが安全で健康に働き続けられる労働環境を整備すること。

５．中央卸売市場の活性化と観光拠点化の促進【重点項目】

人口減少や流通形態の変化、猛暑による入荷量減少等により厳しい経営環境が継続していることから、経営基盤の強化に向けて経営指導による市場内業者の健全化を推進すること。また、市場の一般開放やＳＮＳを活用した食に関する情報発信を強化するとともに、親子体験会や出張市場講座の開催機会と内容

の充実を図り、市民が市場や食への理解を深め、より身近に感じられる取組を推進すること。

さらに、令和８年３月にオープンした「フレスポうつのみや市場」については、空き店舗の解消に向けて市場らしさを考慮しながら、あらゆる媒体をフル活用して県内外に広く市場の魅力を発信するとともに、市内の観光拠点と連携した周遊ツアーの企画や、中央卸売市場との連携事業を実施することで、新たな賑わいや交流を創出する「食のランドマーク」の充実を図ること。

併せて、既存のバス路線や中央地区・簗瀬地区が共同で運営する地域内交通いちょう号における市場へのアクセス性について、利用者アンケート等による調査・検証を行い、モビリティハブの機能拡充も含め、更なるアクセス性の向上に取り組むこと。

Ⅵ. 「交通未来都市」の実現に向けて

（都市空間・交通　分野）

１．ＪＲ宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の着実な推進【重点項目】

ＪＲ宇都宮駅西口周辺地区の整備事業については、策定された基本計画を踏まえ、県都の玄関口に相応しい景観や機能を有する西口駅前広場となるよう、交通事業者や交通管理者、栃木県などの関係機関と十分に連携・調整を図りながら着実に推進すること。

特に、西口駅前広場の詳細設計や事業計画の策定あたっては、市民や関係団体からの意見を聴取しながら検討を進めるとともに、検討状況を市民に発信しながら完成イメージの可視化などを通じて、市民の理解促進と期待感の醸成を図ること。

また、整備着手後は段階的な工事により、長期間にわたり歩行者や自動車等の動線変更や規制がかかるため、全体計画や変更・規制の内容を、事前に利用者に対して分かりやすく周知を図り、混乱の回避に努めること。

２．誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築

１）ライトラインの更なる快適性・利便性・速達性の向上と楽しさの追求

ライトラインの更なる快適性・利便性向上のため、通勤・通学時間帯の混雑緩和策について利用状況や利用者の声を随時確認しながらダイヤ改正を実施するとともに、新幹線等との乗継利便性についても定期的に検証を行うこと。

また、専用走行区間における運転速度向上に対する特認取得に向けて、関係機関との協議や試験運行を行い、更なる速達性の向上に取り組むこと。

さらに、ライトライン沿線で開催されるスポーツ大会やイベントの積極的な情報発信に努めるとともに、臨時駐車場の活用によるパーク＆ライドの周知も含め公共交通の利用を促進し、周辺道路や駐車場の混雑緩和を図ること。

加えて、宇都宮ライトレール（株）が企画する各種ツアーやアークタウン宇都宮で開催されるイベントと連携したサイクルトレインの運行を検討し、ライトラインの新たな楽しさや魅力を創出することで、観光誘客も含めた利用者の拡大を図ること。

２）ＪＲ宇都宮駅西側へのＬＲＴ導入【重点項目】

令和８年度に認定されたＪＲ宇都宮駅西側延伸のための「軌道運送高度化実施計画」については、引き続き市民や関係機関・団体への理解促進を進め、整備着手に向けた手続きを円滑に進めること。

その上で、地下埋設物の移設については、占用事業者等と連携を図り早期に効率的な工事計画を策定するとともに、ＪＲとの交差部を含む区間Ⅰの工事については、着工地点や工程手順等の工事計画を明確にし、バスや物流事業者、周辺商業施設、市民の理解と協力を得ながら着実に進めること。

また、区間Ⅱ・Ⅲにおける用地・補償交渉については、契約に向けて地権者や関係者の十分な理解を得られるよう、丁寧かつ真摯な説明を徹底すること。

なお、工事費については、今後の資材費や人件費等の動向を注視し、大きな変化が想定される場合は、議会及び市民に対して速やかに説明を行うこと。

併せて、東武線の乗り入れについては、３者協議会における技術面や需要面、事業化に向けた整備費用等の課題について整理し、随時市民や議会に報告しながら慎重に検討を進めること。

３）階層性のある交通ネットワークとモビリティハブの推進

誰もが安心して移動できる交通環境を実現するため、モビリティハブの設置箇所を拡大するとともに、乗り継ぎの利便性向上や案内表示の充実を図り、併設・連携する店舗についても、誰もが入りやすい雰囲気づくりや利用しやすい環境整備を進め、地域の賑わいの創出につなげること。

また、平出地区のバス路線廃止に伴う移動手段の確保や、細谷・上戸祭地区で実証実験を行ったミーティングポイント型デマンド交通の成果と課題を踏まえ、効率的な運行計画なども検討し、地域内交通の実施地区・未実施地区を問わず、地域の実情や住民の移動ニーズに応じた交通手段の確保と利便性の向上を図ること。

さらに、運賃負担の軽減に向け、各種支援策を継続して実施するとともに、特に利用者が少ない「オフピーク９パス」は、制度内容や利用方法を分かりやすく周知し、利用拡大につなげること。

４）未来を見据えた道路インフラの整備

自動運転や安全運転支援機能を有する車両の生命線とも言える外側線やセンターライン、停止線等の区画線や道路標識について、劣化や視認性の低下が見られる箇所が存在することから、道路管理者や交通管理者がその状況を早期に把握・共有し、重要度に応じた修繕や更新が行えるよう十分な予算措置を講じること。

また、令和８年４月の道路交通法改正により自転車の車道走行の徹底が求められていることを踏まえ、歩道と車道の段差を解消するための乗り入れブロックや鉄板等の撤去指導を強化するとともに、自転車専用通行帯が途切れて歩道へ切り替わる箇所における視認性不足や植栽の繁茂による通行支障等、利用者から寄せられる課題への対応を進め、安全で快適な道路環境を実現すること。

さらに、道路パトロールにおいては、カメラ映像等から区画線摩耗状況等をＡＩにより自動検出できる技術の導入を進め、効率的かつ計画的な維持管理に努めること。

３．自転車利用の拡大と利用環境の充実

１）自転車利用の促進とシェアリングモビリティの利用環境の充実

自転車は、環境負荷の低減や健康増進に加え、ライトラインをはじめとする

公共交通を補完する移動手段として重要性が高まっており、脱炭素化や回遊性向上の観点からも更なる利用促進が求められている。

こうした中、仙台市や福岡市の事例も参考に、本市においても、企業と連携した自転車通勤の促進や、ジャパンカップや市内イベントを活用した自転車利用機会の創出、ライトライン沿線の諸施設と連携した周遊施策の充実を図ること。

また、本市のシェアリングモビリティは、中心市街地における車両台数の拡充やポート整備により一定の成果を上げている一方で、利用者からは、ライトライン沿線の清原地区などの東部エリア、陽南地域や雀宮地域などの南部エリアへのポート拡大を求める声が寄せられていることから、これらの声を踏まえ、市内東部・南部エリアへのへのポート設置を検討すること。

2）中学校部活動における自転車利用の柔軟化

市内中学校では、自転車通学の許可基準として「自宅から学校まで概ね２km 以上」とする運用が一般的であるが、夏場の猛暑期においては、徒歩で部活動に向かう生徒の身体的負担が大きいとの声が寄せられている。特に、土日や長期休業期間中においても自転車の利用が認められず、炎天下の中を徒歩で移動せざるを得ない状況が生じている。

近年の猛暑の常態化を踏まえ、生徒の安全確保と熱中症対策の観点から、部活動への参加時に限り、猛暑期や休日・長期休業期間における自転車利用を柔軟に認める特例運用について検討すること。

3）魅力あるサイクリングロードの整備

「第２次宇都宮市自転車のまち推進計画（後期計画）」に新規事業として位置付けられた、鬼怒川サイクリングロード沿川の「リバースポット」の整備については、ベンチや案内板、サイクルスタンド等を設置することでサイクリストに限らず散歩での利用なども想定され、賑わいの拠点として期待されることから、その他の事業も含めて計画的な整備を推進すること。

また、森林公園周辺の「ジャパンカップサイクルロードレースコース」などの本格的なルートをはじめ、様々なサイクリングルートが整備されているが、初心者や家族が安心して楽しめる環境を確保するため、田川、姿川サイクリングロードの未整備箇所では、生活道路との接点箇所の安全を確保するための注意喚起・ルート案内などの表示板の設置や自転車の駅の整備により、自転車を安心して楽しむ機会の創出に取り組むこと。

VII. 行政経営・総務 分野

１．持続可能な財政構造の確立と費用対効果を見据えた予算の策定

１）ＥＢＰＭに基づく政策立案と堅実型予算の策定【重点項目】

限られた行財政資源を効率的かつ有効に活用するためには，最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるため、政策の立案に際してはＥＢＰＭの理念に沿って施策事業の「選択と集中」を図り、身の丈に合った行財政運営を意識しながら各種構想、計画、設計等に取り組むこと。

また、本市の財政は、市債の目標残高である 1,000 億円を恒常的に大幅超過する一方、財政調整基金の残高は２０数年前のレベルまで減少し、近年は歳出超過が懸念される中で、児童相談所の開設や新産業団地の整備に加え、新たなごみ処理施設の建設やライトラインの西側延伸など大規模経年工事を続々と控えているばかりか、度重なる自然災害にも迅速かつ適切に対応でき得る財源も必要となっている。

このような状況下における令和９年度予算の積算に関しては、常に費用対効果を見据え、歳出の抑制に取り組むとともに、可能な限り堅実型の予算編成を心がけ、「市民の暮らしを守る予算」を念頭に置いて策定すること。

また、令和８年度の中期財政計画で示唆された市債目標残高の変更については、公債費負担比率の安心指標である１０％以下に該当する範囲内とすること。

２）「稼ぐ力」を兼ね備えた自治体経営策

地方自治体の経営には自主財源の確保が何よりも重要であることから、保有する行政財産や地域資源を活かして新たな財源を創出する工夫も必要である。その手法として、インフラの整備や規制緩和によって民間投資を呼び込む官民連携手法やローカルファンドにより新規ビジネスを創出する方法、遊休化した不動産（土地・建物）をリニューアルして賃料収入を得るスモールコンセッション手法に加え、ネーミングライツなど様々な方策が考えられるので、これらを積極的に導入するとともに、ふるさと納税のさらなる活用や宿泊税の導入なども前向きに検討し自治体の「稼ぐ力」を強化すること。

２．時代に即した行政経営手法の確立

１）時代の潮流の変化に対応した第７次総合計画策定について

本計画については、本市の将来を長期的な視点で定めた目標を実現するための具体的な政策・施策を体系的に示したものであることから、計画策定にあたっては、議員を委員とする総合計画調査特別委員会の意見を十分に反映させること。

また、学識経験者や関係機関・団体の役職員、専門家や子ども、若者、女性からの意見聴取、パブリックコメント等を通じて、ＱＯＬの向上を目的とした計画の内容等について広く意見を聴取するとともに、第６次宇都宮市総合計

画の検証を行い、更なる物価高騰、外国人の増加、人口減少・少子高齢化の進行が見込まれる中、限られた行財政資源で市民のウェルビーイングの向上を図ること。

２）性別にかかわらず誰もが活躍できる職場づくり

性別に関わらず、すべての職員がやりがいをもって働ける職場となるよう、フレックスタイム制や男性の育児休業取得の促進など、柔軟な働き方をさらに後押しするとともに、女性が管理職への昇任を前向きに考えられるよう、キャリア研修や女性管理職の経験を聞ける庁内交流会などを実施すること。

さらに、若手や女性をはじめ、多様な職員の意見や視点を市政運営に反映できる仕組みを構築し、自らの提案が施策の立案や業務改善につながる実感を通じて、職員の意欲向上と働きがいのある職場づくりに一層取り組むこと。

３）水の官民連携とＤＸ技術による上下水道事業の経営安定化策【重点項目】

上下水道事業においては、人口減少や設備の維持及び更新コストの上昇等によって経営環境が著しく悪化しつつある。

特に、老朽化した管路や管渠の更新及び耐震化については莫大な費用と時間を要するため、国が推進する上下水道インフラの強靭化や持続可能な基盤強化策などの国庫補助金を積極的に活用するとともに、ウォーターＰＰＰ（コンセッション、ＰＦＩ、ＤＢＯ、ＤＢ等）の導入及び拡大を図りながら「水の官民連携」を効率的に実現すること。

また、下水道管渠の経年別更新や前倒し更新を計画的に実施するためには、検査専用ドローンやロボットなど革新的なＤＸ技術を用いて「No Entry」型の点検・調査を実施する必要があるため、国のＡＢ-Cross 事業についても参画を検討すること。

３．行政組織の適正化

１）職員の採用、育成、定着に関わる課題の解決

自治体における人材の安定確保策としては、採用力の強化や定着率向上の両輪で各種施策に取り組むことが重要であり、特に若手職員については、採用後に短期間で離職するケースが数多く発生していることから、職員育成のあり方を早急に見直すとともに、魅力ある職場づくりや働きやすい業務環境の整備に取り組み、必要に応じて的確な離職防止策を講じていくこと。

また昨今は、社会インフラの整備や維持、管理等に不可欠な技術系職員が不足する傾向にあるため、今後は自治体間連携による補充策や民間技術者の活用等も検討すること。

併せて、職員の兼業・副業については許可条件の緩和等に取り組み、自治体職員が地域貢献活動やＮＰＯ活動等において自らの能力を発揮できる環境を整えること。

２）市民にとって分かりやすい部署づくりと適正な職種配置

本市では効率的かつ合理的な行政体系の構築をめざし、毎年度のように一部の組織を改編する機構改革を実施しているところだが、近年は「室」が数多く設置され、課との業務分担が不明確になりつつある一方で、来庁する市民や関係者にとっては、来庁要件を担ってくれる所管がどこなのか分かりにくくなっている。

また、一部の組織については「兼務・兼職」が多用されており、職場内での責任の所在や業務の区切りが曖昧となっていたり、課長補佐職の存在しない職場においては事業統制や管理体制に支障が生じる恐れがあるため、早急に兼務及び兼職を廃止し、課長補佐職の全職場配置を実現すること。

3）ハラスメント対策【重点項目】

日頃から上司と部下が率直に意見を交わせる職場づくりや、職員が悩みを抱え込まず早期に相談できる環境の整備を進め、ハラスメントの未然防止と早期発見を図ること。相談体制については、匿名相談の実施や相談者のプライバシー保護、不利益な取扱いの防止など、安心して相談できる仕組みを充実させるとともに、上司や組織の責任者が関係する事案にも対応できるよう、弁護士等の外部専門家による第三者相談体制や電話・メール等の多様な相談手段を確保すること。

また、カスハラ対策については、本庁舎の通話録音や弁護士による対応研修、職員証の表記見直し等の既存の取組の効果を検証し、悪質な事案への複数職員での対応や関係機関との連携、被害を受けた職員の心身のケアなど、職員を組織的に守る体制を強化すること。

さらに、相談や被害の申出に対しては、迅速かつ公正な事実確認、適切な対応、再発防止策の実施と検証までを一貫して取り組み、誰もが安心して働き、互いを尊重し合える職場環境を実現すること。